

## 令和6年度第1回香川県後期高齢者医療広域連合懇話会会議概要

- 1 開催日時 令和6年10月23日（水）  
午後3時30分から午後4時50分
- 2 開催場所 高松市福岡町二丁目3番2号  
香川県自治会館 7階 第1会議室
- 3 出席者  
【委員】 植中委員、木村委員、久米川委員、小島委員、近藤委員、  
佐々木委員、直嶋委員、春田委員、福田委員、松尾委員、  
宮武委員  
  
【事務局】 西岡事務局長、北村事務局長兼総務課長、高木事業課長、  
川渚事業課資格・保険料グループリーダー、  
松田事業課給付第一グループリーダー、  
佐々木事業課給付第二グループリーダー、  
桑原事業課保健事業グループリーダー、  
宮脇総務課総務グループリーダー、林田主査  
  
【 県 】 藤森主事
- 4 欠席者  
【委員】 荒木委員
- 5 次 第
  - 1 開 会
  - 2 挨 拶
  - 3 議 題
    - (1) 会長・副会長の選任について
    - (2) 令和5年度後期高齢者医療事業の概況について
    - (3) その他
- 6 懇話会会議の経過等
  - (1) 会長・副会長の選任について  
香川県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第3条第3項の規定  
により、委員の互選に基づき、会長、副会長が選任された。  
(会長 松尾邦之委員、副会長 久米川啓委員)
  - (2) 令和5年度後期高齢者医療事業の概況について  
資料に基づく事務局からの説明と、それに対し委員からの意見等があ  
った。
  - (3) その他  
マイナンバーカードと被保険者証の一体化及びその取扱いに伴う香  
川県後期高齢者医療連合第4次広域計画の一部変更について、事務局  
からの説明と、それに対し委員からの意見等があった。

【 質疑及び意見の概要等 】

○ 令和5年度後期高齢者医療事業の概況について

( 委 員 ) 保険料の収納状況をみると、過年度分収納率が37%と低迷しているようですが、その徴収方法と時効期間、時効を迎えた金額について、教えてください。

( 事 務 局 ) 過年度分の徴収方法は、各市町によって異なりますが、原則的には督促状を送付しています。この12月以降できなくなります。短期証を交付して、それが切れて窓口に来られた際に納税相談を行うといったこともしています。

滞納繰越の期間は2年間で、それ以降は失効していく形となります。

金額については、後ほど確認して回答させていただきます。

(令和6年度繰越調定額 109, 237, 571円)

各市町の収納事務担当者が集まる研修会では、収納率が高い市町がどのような収納対策を行っているかについて、情報共有なども行っています。

( 委 員 ) 後期高齢者の医療費の4割は、被用者保険が負担していることを考えれば、少しでも収納率を向上するよう、対策を講じていただきたいと思えます。事情は様々あるのだろうとは思いますが、受益者負担や平等な負担といった観点からも過年度分の収納対策を引き続きお願いします。

( 事 務 局 ) 承知いたしました。

( 委 員 ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、全市町一律に取り組むべき事業であると認識していたのですが、取り組めていない2市町があるのなぜでしょうか。

( 事 務 局 ) 資料は令和5年度の実績であり、令和6年度からは、この2市町も実施しています。

この一体的実施は令和2年度から開始し、令和6年度までに全市町が取り組むように進めるというのが、国の方針であり、当広域連合としてもこれまで、未実施市町には訪問等を行い、事業の早期実施に向けての支援を行ってまいりました。

該当の2市町では、医療専門職の不足や体制が確立できていない等の理由により、未実施となっておりますが、令和6年度からは、事業の実施に至っております。

( 委 員 ) 各市町が足並みを揃えて事業展開できるよう、今後とも対応をよろしくお願いいたします。

- ( 会 長 ) 各市町の足並みが揃っていなかった理由については、組織の体制や財政状況など様々あろうとは思いますが、その確認が必要だと思えます。
- ( 会 長 ) 広域連合には各市町からの派遣職員の方がおられますが、事務局の体制は、事業等を推進するに当たり、適正な体制でしょうか。また、市町との連携や会計年度任用職員の雇用など体制強化を図るという考えはいかがでしょうか。
- ( 事務局 ) 事務局体制でございますが、各市町からの派遣職員数については、他の同規模の広域連合と比較しても遜色はなく、適正な体制を維持できていると考えております。加えて、業務量に応じ会計年度任用職員も配置がしておりますので、その辺りも活用しながら、適切な事業展開に努めていきたいと存じます。
- ( 会 長 ) 業務量は、やろうと思えば増えていくところもあり、その辺りはスクラップアンドビルドで適正な事務の遂行に努めてください。
- ( 委 員 ) 一体的実施では各市町が様々な取組をしておられますが、これを発表する機会はあるのでしょうか。
- ( 事務局 ) 一体的実施の担当者に対して、研修会や意見交換会を実施しており、グループワークを通して、各市町が情報収集や意見交換する場を設けています。
- ( 委 員 ) 各市町において、様々な事業を展開しておられますが、口腔予防事業は2町しか実施されておりません。また、歯科健診については受診率がどの市町も低いと思われれます。嚙む力などオーラルケアはフレイル予防として、重要な方策と考えるので、歯科健診未受診者等に参加されるよう周知されるなど、適切な事業展開に期待します。
- ( 事務局 ) ご意見いただきましたように、後期の歯科健診は歯周疾患健診と同様ではなく、嚙下などの口腔機能をみるような検査内容になっており、オーラルフレイル対策に重要です。受診率向上のための取組として、令和6年度から未受診者に受診勧奨を実施するなど、今後も受診率向上に向けて努めていきたいと考えております。
- ( 委 員 ) 一体的実施の取組内容の中で、対象者に「健康状態不明者」とありますが、どういう人で、どういう対応を取っておられますか。

- (事務局) 「健康状態不明者」の対象者は、健診・医療・介護の利用が過去2年間ない人たちです。関わり方法は市町により様々ですが、訪問等で本人に会って状況を確認し、健診の受診勧奨を行ったり、医療・介護サービス利用など何らかの関わりが必要と判断した人には、地域包括支援センター等の必要な機関につなぐ支援を行っています。
- (委員) 医療費適正化等のリーフレットを作成しておられますが、どのようなものを作成しておられますか。
- (事務局) 歯科健診受診券に同封するオーラルフレイルのリーフレットは広域連合で作成していますが、医療費適正やフレイルのリーフレットについては市販の物を活用しています。
- (委員) 香川県等が作成している医療費適正化啓発チラシは、県独自で内容を工夫してデザインや印刷等は選定審査会を実施し、視覚的に目につきやすいチラシができておりますことから、そういう方法も取り入れてみるのもいいのではないのでしょうか。
- (会長) 広域連合においても、香川県の実施方法を参考にす等、検討してみてください。
- (委員) 重複・頻回受診者訪問指導について、令和3年度までは一人当たり効果額が高いですが、その後は下がってきている理由を教えてください。
- (事務局) この事業では、抽出した対象者の中から更に電話番号が分かる人となると3～4割と少なくなります。そこから案内を発送して、電話で訪問したい旨を伝えて訪問日時を決めるのですが、知らない電話に出ない人も多くなってきており、訪問できる人が限られています。それらのことも影響しているのではないかと思います。
- (委員) そういう昨今の事情があるのはよく分かります。市町と連携して実施していく方法を取ってもいいのかもしれないですね。
- (事務局) 一体的実施において取り組んでいる市町もあり、対象者や実施内容等、今後も広域連合の直営事業として実施していくかを含めて、検討課題だと思っています。
- (委員) 一人当たり効果額は下がっていますが、改善割合をみると、一定の効果は出ているのではないかと思います。

○ その他 マイナンバーカードと被保険者証の一体化について

(委員) マイナ保険証は、事前にマイナンバーカードと保険証との連携が必要なのですが、被用者保険加入者の方でもそれを知らないという方が多くおられるような状況ですので、周知等を行う際には、連携が必要である旨を記載するなどの対応をお願いしたいと思います。

(事務局) 承知しました。

(副会長) マイナ保険証であったり、資格確認書であったりと、資格確認をするものの種類が様々あると、医療機関窓口が煩雑になります。国はマイナンバーカードを普及させるため、保険証との連携をしたものと思いますが、保険証というものは、いつケガをするかわからない、いつ病気になるかわからないから、常に携帯する必要があるものです。にもかかわらず、マイナンバーカード自体を携帯していないという方は非常に多いのではないのでしょうか。国等関係機関はその辺りの周知を十分に行っていただきたいと思います。